ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

ニセコ町国民健康保険税条例（昭和５６年ニセコ町条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「５８万円」を「６１万円」に改める。

第４条中「１００分の４３．２」を「１００分の２１．６」に改める。

第６条中「１００分の２．１」を「１００分の２．２」に改める。

第７条中「１００分の１０．６」を「１００分の５．３」に改める。

第７条の２中「５，６００円」を「５，８００円」に改める。

第９条中「１００分の２．２」を「１００分の１．１」に改める。

第２３条中「５８万円」を「６１万円」に改め、同条第２号中「２７万５千円」を「２８万円」に改め、同条第３号中「５０万円」を「５１万円」に改める。

附　則

　（施行期日）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、第２条第２項及び第２３条の改正規定は、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成３１年政令第　号）の施行の日から施行する。

　（適用区分）

２　この条例による改正後のニセコ町国民健康保険税条例の規定は、平成３１年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成３０年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

　国民健康保険の保険税について、負担の適正化を図るため、当該保険税の賦課限度額の引き上げ及び所得の少ない被保険者に対して課する保険税の算定に係る基準を見直す必要があること。また、北海道から標準保険料率（納付金額）が示されたことにより、被保険者世帯への影響がゆるやかになるように標準保険料率を参考にしながら資産割の引き下げ及び後期高齢者支援金分の所得割額と均等割額の引き上げを行うため、本条例を提出する。

ニセコ町まちづくり基本条例第５４条（条例制定等の手続き）による町民参加等

（１）町民参加の状況

　　　平成３０年１２月３日　ニセコ町国民健康保険審議会にて審議

（２）内容の公表

公表（縦覧）期　間　平成３１年２月１５日から２月２５日

　　　　　　　　　場　所　ニセコ町掲示板、役場税務課

及びニセコ町ホームページ

意見の受付期間　　　平成３１年２月１５日から２月２５日